

寝屋川市告示第 141 号

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準に基づく区域の指定について

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和 43 年厚生省・建設省告示第 1 号）別表の第 1 号（以下「別表第 1 号」という。）の規定により、区域を次のとおり指定する。

なお、平成 13 年寝屋川市告示第 56 号は、廃止する。

平成 27 年 6 月 1 日

寝屋川市長 北 川 法 夫

1 別表第 1 号イに該当する区域

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 2 章の規定により定められた第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域

2 別表第 1 号ロに該当する区域

都市計画法第 2 章の規定により定められた第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに同法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域の指定のない地域

3 別表第 1 号ハに該当する区域

都市計画法第 2 章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域及び準工業地域

4 別表第 1 号ニに該当する区域

都市計画法第 2 章の規定により定められた工業地域のうち学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第

2条第1項に規定する図書館、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80メートルの区域内の地域